

埋蔵文化財（遺跡内）での工事等について

坂井市教育委員会文化課

住宅等新築・建替え、土地造成、駐車場・道路・水道管整備、看板建設などの計画が決まったら

まずは、周知している埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内であるかの確認をしてください
【確認方法】 (1)か(2)のいずれかの方法で行ってください。
(1) 該当地の地図を持参し、坂井市教育委員会文化課（市役所南棟4階 坂井町下新庄1-1）を訪問
(2) 問合せ者と連絡先・工事の計画概要・該当地の所在地・該当地に印を付けた地図（住宅地図程度）を坂井市教育委員会文化課（FAX 0776-68-1480 またはメール bunka@city.fukui-sakai.lg.jp）に送信
※(2)の場合は、送信したことを坂井市教育委員会文化課（TEL 0776-50-3164）に必ず連絡してください

周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内

周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲外

埋蔵文化財発掘調査届出書（通知書）の提出が必要
届出は工事着手の60日前までに提出してください
【民間工事】埋蔵文化財発掘届出書（保護法第93条）
【公共工事】埋蔵文化財発掘通知書（保護法第94条）
【両工事共通】
○位置図
○工事計画図（平面図、立面図、基礎図、配管図等、特に地下にどれだけの影響を与えるのかわかる図面）
○現況写真
○承諾書（土地所有者）
○試掘調査依頼書（必要がある場合）

埋蔵文化財発掘調査届出書（通知書）の提出は不要

工事着手

工事中に遺構（建物跡等）・遺物（土器・石器等）を発見した場合は、坂井市教育委員会文化課（TEL 0776-50-3164）に連絡してください

工事内容の確認

遺跡に影響を及ぼす可能性あり

遺跡に影響を及ぼす可能性なし

試掘調査が不可能

試掘調査の実施（費用は坂井市で負担）

県教育庁に市教育委員会の意見を付けて進達

遺跡に影響を及ぼす可能性あり

遺跡に影響を及ぼす可能性なし

遺跡保存の検討・協議

記録保存

現状保存

- 計画の変更
○盛土等による保護処置

県教育庁に市教育委員会の意見を付けて進達

発掘調査

県教育庁に市教育委員会の意見を付けて進達

慎重工事（県通知）

慎重工事もしくは工事立会（県通知）

工事着手